



# じんけん 人権のひろば



「企業における人権(その2)」について紹介します。

## 【ビジネスと人権に関する指導原則】

1990年代に、多国籍企業による児童労働や強制労働の実態が明らかになり、多国籍企業に対して責任ある行動が求められるようになり、2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連で採択されました。指導原則においては、多国籍企業だけでなく、すべての企業に対して、次の3つについて方針と手続きを持つことが求められています。

- 1 人権を尊重するという企業の方針を持ち、強く関与すること。
- 2 人権への影響を予防し、軽減し、対処方法を説明し、情報開示するという一連の流れの手続きをとること。
- 3 人権への悪影響について救済の手続きをとること。

尊重すべき人権の範囲は、章典や条例など国際的に認められた法に規定されたものすべてです。また、雇用形態にかかわらず、当該企業で働く者すべての人が対象です。さらに、取引先、消費者、顧客すべての関連がある人も対象です。

## 5月21日 対話と発展のための世界文化多様性デー

文化の多様性の価値を深く理解し、その保護と発展、文明間の対話を発展させることを目的に、2002年にユネスコによって制定されました。文化とは、人が社会の中で受け継いできた生活の仕方や価値観、表現の総体をいいます。私たちは毎日の暮らしの中で価値を実現しながら生きていますので、文化を尊重することは、人々そのものを尊重するということにつながります。国際化が進み、他国の人と「共生」することが求められてきていますが、文化を知り、理解することで、ともに豊かに暮らすことに結びつけていかなければなりません。